

役員等報酬規程

目次

| | |
|--------------|---|
| 第1条（目的） | 1 |
| 第2条（定義） | 1 |
| 第3条（報酬の額） | 1 |
| 第4条（報酬の支給方法） | 1 |
| 第5条（出張費） | 1 |
| 第6条（改廃） | 2 |
| 第7条（適用除外） | 2 |
| 第8条（改廃） | 2 |
| 第9条（適用除外） | 2 |
| 附則 | 2 |

第1条(目的)

社会福祉法人それいゆ(以下、法人という。)の役員等の報酬等の支給の基準について定める。

第2条(定義)

この規程でいう役員等とは、評議員および理事ならびに監事をいう。

- 2 理事および監事のうち、週平均2日以上法人の業務にあたる者を常勤役員という。
- 3 理事および監事のうち、常勤役員以外の者を非常勤役員という。

第3条(報酬の額)

評議員に対する報酬額は、評議員1人当りの各年度の総額が50,000円を超えない範囲で別表1に定める額を支給する。

- 2 常勤役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額の範囲内で理事会において決定した額を支給する。
 - (1) 常勤役員には、別表第3に定める非常勤役員の報酬は支給しない。ただし、月の中途から常勤役員となった場合は、この限りでない。
- 3 常勤役員には、前項で定める報酬のほか、実費弁償費を支給することができる。
- 4 非常勤役員の報酬額は、1人当りの各年度の総額が、非常勤理事については、150,000円、非常勤監事については、200,000円を超えない範囲で、別表3に定める額を支給する。
- 5 評議員会、理事会への出席および法人、施設業務のために出勤した評議員および非常勤役員には、第1項および第3項に定める報酬のほか、実費弁償費を支払うことができる。

第4条(報酬の支給方法)

常勤役員に対する報酬の支給については、職員給与規程第2章を準用する。

- 2 評議員および非常勤の役員に対する報酬は、理事会または評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金などを控除して支給する。

第5条(出張費)

役員等が、法人業務のため出張する場合は、報酬の他、旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費については、実費を原則として支給することができる。

4 旅費は原則として、出張終了後に支払うこととし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に清算することができることとする。

第6条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議による。

第7条（適用除外）

この法人の職員を兼務し、職員給与または非常勤職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議による。

第9条（適用除外）

施設の職員を兼務する者には、この規程を適用しない。

附則

この規程は、平成29年6月11日から施行する。
規程22A「役員等の報酬支払い規程」は廃止する。
規程101Aは、平成29年9月24日から施行する。
規程101Bは、2023年4月1日から施行する。

以 上

別表1（評議員の報酬）

| 区 分 | 報酬日額 (1人当たり) | 年度報酬支給 総額上限額 (1人当たり) |
|--------------------|-----------------|----------------------------|
| 評議員会への出席 | 10,000円 | 50,000円 |
| 上記の他、法人、施設業務のための出勤 | 10,000円 | |

別表2（常勤役員の報酬）

| 区 分 | 報酬月額（1人当たり） |
|------|-------------|
| 常勤役員 | 200,000円以内 |

別表3（非常勤役員等の報酬）

| 区 分 | 報酬日額 (1人当たり) | 年度報酬支給 上限額 (1人当たり) |
|-----|--------------------|--------------------------|
| 理事 | 理事会への出席 | 10,000円 |
| | 上記の他、法人、施設業務のための出勤 | 10,000円 |
| 監事 | 理事会への出席 | 10,000円 |
| | 上記の他、法人、施設業務のための出勤 | 10,000円 |